

神奈川県立青少年センター条例施行規則の一部改正の概要

1 改正の概要

令和7年度に実施する青少年センター照明設備更新工事において舞台照明設備の更新を行いLED照明を新たに導入することから、設備使用料を定める。また、更新に伴い変更や廃止となる照明設備について所要の改正を行う。

2 改正の理由

青少年センターのホールやスタジオ HIKARI を利用した者が支払う照明や音響といった設備の使用料は、利用者が施設利用後に支払うこととしている。

施行規則で定めていたこれまでの照明設備はすべてハロゲン電球という白熱電球の一種で、多彩な色を表現できることから舞台の演出で重宝される一方で、一部、生産を終了する機器が発生しており、LEDへの置換が必要な状況となっていた。

そこで、舞台演出への影響や運用上の支障が生じない範囲を前提として、令和7年度の照明設備更新工事で舞台の照明においても一部LED照明を導入・更新する。

これに伴い、設備使用料の項目や金額に変更が生じるため、施行規則を改正する。

なお、使用料の策定にあたっては県内の他施設の状況を参考にした。

○ 新規に導入するLED照明を使用する場合の設備使用料

品名	単位	使用料の額
LED パーライト	1台1回	300円
LED スポットライトエリプソイダル	同	400円
LED ムービングライト	同	1,300円

3 施行期日

令和8年4月1日

4 経過措置

なし

4月1日以降の利用者から適用する。